

委員会報告

2016～2017年度

No.1

第 5 回

委員会名	中長期ビジョン・会則委員会
委員長名	L 佐久間 洋一

開催日時	2016年 12 月 5 日 水曜日 15時 45分～17 時 30分				
開催場所	キャビネット事務局会議室				
出席者	村木地区ガバナー		細川第1副地区ガバナー		今井第2副地区ガバナー
	○ L 佐久間 委員長	×	L 緒方 副委員長	×	L 藤本 副委員長
	○ L 岩田 副委員長	○	L 谷口 委員	×	L 和田 委員
	×	L 小池 委員	×	L 森本 委員	○ L 浅野 委員
	○ L 梶原 委員	×	L 相野谷 委員	○	L 千原 委員
	×	L 黒澤 委員		L 委員	L 委員
		L 委員		L 委員	L 委員
		L 委員		L 委員	L 委員
		L 委員		L 委員	L 委員
	出席オブザーバー				
○	西山キャビネット副幹事				
次 第	司会・進行 L 佐久間 洋一				
	1	委員長挨拶			
	2	前回議事録確認			
	3	キャビネット報告(担当副幹事)			
	4	審 議 別紙議題による			
	5	日程確認・調整			
	6	次回開催確認			
議 題	審議経過事項の概要				
	1	資料確認			
		年次大会議事規則 第2回キャビネット会議提出案件 複合地区会則委員会 答申案 前回議事録抜粋			
	2	報告事項			
		第2回キャビネット会議 330複合地区会則委員会答申案			
	3	審議事項			
		(1)地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選挙に関する規程について			
		ア 当委員会の答申は、①本年10月25日付け当委員会の答申案 ②選挙規程等を改正せず、現行の規定のままで運用する案(年次大会議事規則による運営)とを併記する。			
		イ 理由は、次のとおり。			
		①案は、当委員会が海外の規則等をも調査、検討したもので、理論的根拠がある。			
		よって、この案を維持したい。			
次回開催日時	2016年 1 月 11 日 水曜日 15時45分 ～ 17時 30分				
場所	キャビネット事務局				
	作成者		L 佐久間 洋一		

議 題	審議経過事項の概要
	他方、②案を推す考えも聞こえてくる。
	したがって、①案、②案も併記し、キャビネット会議で審議、決定してもらう方が、妥当。
	(2) ガバナー諮問事項の除名に関するガイドラインについて
	ア クラブが除名した会員を公表することは、好ましくない。
	名誉棄損に該当する虞がある。
	イ 現行上、除名の規定は、「標準版クラブ会則・3条3項(56版必携・以下同じ・97頁)」と「同付則1条7項(同必携115頁)」にある。
	しかし、上記の「正当な理由」「国際会則及び付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた会員」(「標準版クラブ会則・3条3項」)、「本クラブに対する負債を支払わない会員」(同付則1条7項)の文言は、抽象的であるので、その判断に悩むところがある。
	そこで、具体例を挙げるなどして解釈指針つまりガイドランを示した方がよい。
	以下、解釈指針を検討する。
	ウ 「標準版クラブ同付則1条7項(同必携115頁)」について
	(ア) 本クラブに対する負債とは
	会員は、クラブ他に対して、会費のほか、旅費、飲食費等の費用をした負担する。会費は、上記負債の典型である。除名に値する、「その他の負債」の判断は、困難である。しかし、会費以外の負債でも、その未払い金額が、会費の半年分以上となった場合、見逃すわけにはいかないのではないかと。
	したがって、会費以外のものでも、累積負債額が、会費の半年分以上となった場合、除名の対象事項とすべき。
	(イ) 除名対象となる未払い会費等の金額
	滞納金額が半年分から1年分とする。
	エ 標準版クラブ会則・3条3項(56版必携97頁)」について
	(ア) 「正当な理由」「国際会則及び付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた」会員」とは何か。
	① 「正当な理由」は、刑事罰のうち、いわゆる刑法違反が該当例である。
	選挙違反、道交法違反など行政罰に近いものを除く。
	② 「国際会則及び付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた」会員」とは。
	審議続行
	③ 集団であるクラブを脱会し、新たなクラブを設立したり他クラブに移籍したりした場合。
	事情を調査する必要があるが、クラブ間の対立を招く虞があるので、慎重に対応すべきである。
	審議続行
	④ その他
	審議続行

オ 除名の手続

① 除名の決議をする際には、事前に対象者に除名対象になっていることを告げるとともに、その者の弁解の機会を十分与え、これを聴取すること。

② 除名理由を裏付ける資料が十分であることを確認すること。

③ 除名は、できるだけ避けた方がいい。

そのために、悪質な場合は除き、まず除名の可能性のあることを警告をし、是正がみられない場合にやむを得ず除名するというように、段階を踏むべきである。

上記悪質な例は、殺人、強盗など。